

盛岡広域振興局長告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371400144	株式会社一心松福堂	ほっと・はーと関ロデイサービス	八幡平市松尾寄木第15地割234番地1	平成25年4月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101832	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年4月1日
0372200824	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	”

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101832	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション盛岡営業所	岩手郡滝沢村滝沢字外山170番地6	平成25年4月1日
0372200824	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション紫波営業所	紫波郡紫波町二日町字北七久保232番地1	”